

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、平成30年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月8日

徳島県監査委員	矢	田	等
同	近	藤	光男
同	井	関	佳穂理
同	黒	崎	章
同	古	川	広志

平成30年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査の対象	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査対象機関	1
4	監査対象年度	2
5	監査実施期間	2
6	監査の方法	3
7	監査の着眼点	3
第3	監査の結果	4
1	事実関係の確認	4
(1)	長期継続契約の概要	4
(2)	本県の条例及び運用通知	5
(3)	長期継続契約の現状と課題	9
(4)	全国調査の結果	14
2	意見	14
(1)	制度の活用について	14
(2)	事務手続について	15
(3)	対象業務について	15
(4)	運用について	15
(5)	制度の周知について	15
3	まとめ	16
	資料	
	全国調査の結果	17

第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うものである。

第2 監査の対象

1 監査対象事務

長期継続契約について

2 選定理由

長期継続契約は、昭和38年の法改正により第234条の3として新設されたものであり、これにより電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約について翌年度以降にわたり契約を締結することが可能となった。

その後、平成16年の法改正により「その他政令で定める契約」が新たに加えられたことから、法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17において「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされ、条例で定めることにより契約の対象範囲を拡大できるようになった。

これを受けて本県では、平成17年4月1日から「徳島県長期継続契約に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、機器の借入れや保守管理等、並びに庁舎管理、清掃及び警備の業務が長期継続契約の対象とされた。

平成28年10月31日には、条例の一部改正により、受付案内、給食、医療事務等が新たに加えられ、長期継続契約の対象は更に拡大された。

これまでの定期監査では、同種の業務において長期継続契約を締結している機関とそうでない機関を確認しており、その運用に差異が生じているところである。

そこで、長期継続契約による経済的効果や課題等について監査することにより、適切かつ効率的な運用に資することとした。

3 監査対象機関

監査対象機関の選定に当たっては、長期継続契約の状況や法及び条例の対象範囲

となる契約（以下「長期対象契約」という。）以外に各機関において長期継続契約の対象としたい業務の有無等を把握するため、全ての機関を対象に予備調査を行い、その結果を基に、次の選定基準により20機関を選定した。

その内訳は、表1のとおりである。

○選定基準

- ①条例を所管している機関
- ②条例の対象となる契約のうち複数の契約を締結している機関

表1 監査対象機関

(単位：機関)

選定基準	部局	監査対象機関	機関数
①	経営戦略部	管財課	1
②	危機管理部	消費者くらし安全局食肉衛生検査所	1
	政策創造部	統計データ課	1
	経営戦略部	東部県税局<徳島庁舎>	1
	県民環境部	中央こども女性相談センター	1
	保健福祉部	総合看護学校	1
	商工労働観光部	西部テクノスクール	1
	農林水産部	徳島家畜保健衛生所	1
	県土整備部	住宅課，東部県土整備局<徳島庁舎>	2
	南部総合県民局	保健福祉環境部<阿南庁舎>	1
	西部総合県民局	地域創生部<美馬庁舎>	1
	企業局	経営企画戦略課	1
	病院局	中央病院	1
	教育委員会	学校教育課，二十一世紀館，板野支援学校	3
	公安委員会	警察本部警務部会計課，警察本部交通部運転免許課，徳島中央警察署	3
合 計			20

4 監査対象年度

平成29年度

監査対象年度を契約期間に含む契約を監査対象とした。ただし、必要に応じ他の年度における契約も対象とした。

5 監査実施期間

平成30年5月から平成31年3月まで

6 監査の方法

(1) 監査対象機関に対する監査

長期継続契約の制度所管課である経営戦略部管財課に対し，長期継続契約に関する条例等の状況を記載した監査調書の提出を求めるとともに，全ての監査対象機関に対し，長期継続契約の締結状況を記載した監査調書の提出を求め，調書及び一部聞き取り調査に基づく監査を実施した。

(2) 全国調査

長期継続契約の状況について，46都道府県にアンケート調査を実施した。

7 監査の着眼点

この監査においては，次の項目を着眼点とした。

- ・長期継続契約の実施状況はどうなっているか
- ・長期継続契約により経済性の向上は図られたか
- ・県民サービスや業務効率の向上は図られたか
- ・履行期間中の業務の品質確保はなされているか

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 長期継続契約の概要

地方公共団体の会計は、単年度が原則であり、翌年度までを履行期間とする契約を締結することはできないとされていることから、商慣習上複数年契約することが一般的な契約や一日も欠かすことができない業務を、毎年度更新しなければならないという不合理を生じさせている。

長期継続契約は、この不合理を解消するため、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の例外措置として、債務負担行為によることなく翌年度以降にわたる契約を締結することができる制度である。

平成16年の法改正に伴い、条例で対象範囲を具体的に定めることができるとなり、次のとおり総務省から通知が発出されている。

○地方自治法の一部を改正する法律等の施行について

(平成16年11月10日付け総行行第143号総務省自治行政局長通知) 抜粋

6 長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大関係（令第167条の17関係）

- (1) 法第234条の3で具体的に規定されている電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約のほか、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとされたこと。
- (2) 上記(1)に該当する契約としては、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものであること。例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されるものであること。
- (3) 上記(1)の契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。

(2) 本県の条例及び運用通知

ア 条例

本県では、平成17年3月30日に条例を制定した。その後、対象範囲を拡大するため、平成28年10月31日に条例の一部改正がなされた。

現在の条例は、次のとおりである。

○徳島県長期継続契約に関する条例

(平成17年徳島県条例第18号)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定により条例で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次に掲げる契約とする。

- 1 機器の借入れの契約
- 2 医療の提供に必要な物品の借入れの契約
- 3 ソフトウェアの保守、運用又は管理の業務の委託契約
- 4 機器又は設備の保守、運用又は管理の業務の委託契約
- 5 庁舎管理の業務の委託契約
- 6 清掃の業務の委託契約
- 7 警備の業務の委託契約
- 8 受付案内の業務の委託契約
- 9 給食の業務の委託契約
- 10 医療事務、院内保育所の運営又は医療の提供に必要な業務の委託契約
- 11 放置車両の確認及び標章の取付けの業務の委託契約
- 12 運転免許証更新時講習又は違反者講習に関する業務の委託契約
- 13 自動車保管場所の現地調査の業務の委託契約

イ 条例の運用通知

条例の施行に伴い、次のとおり管財課長から通知が発出されている。

○年度開始前に入札執行について

(平成18年3月8日付け管第631号管財課長通知)

従来、清掃、設備保守、警備に係る業務について行ってきた、年度開始前に入札の取扱いについては、徳島県長期継続契約に関する条例の施行に伴い、同

条例を適用し、会計年度を超える契約行為を可能とする取扱いとしたので、事務処理にあたっては、適切に行ってください。

1 契約手続関係

(1) 随意契約の判断基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（随意契約）の適用に関しては、契約期間全体の金額（以下「総額」という）により判断すること。

(2) 予定価格

予定価格は年額又は月額とする。ただし、複数年度契約する場合は、総額を基本とする。

(3) 根拠号数の記載

（例：徳島県長期継続契約に関する条例第1号該当）等を記載しておくこと。

(4) 契約手続時期

予算成立（2月議会終了）後に契約手続を開始すること。

やむを得ない事情により予算成立前から手続を開始する場合は、予算の執行行為である入札・見積合わせを予算議決後に行うこと。

2 契約書作成関係

(1) 契約金額は年額又は月額とする。ただし、複数年度契約の場合は総額を基本とし、年額、月額を併記すること。

(2) 契約期間は全契約期間を記載すること。

(3) 長期継続契約の性質上、契約期間が翌年度以降にわたる契約については必ず予算の都合による解除条項を記載すること。

（記入例）

第 条 甲（県）は、乙（相手方）がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

3 乙は前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

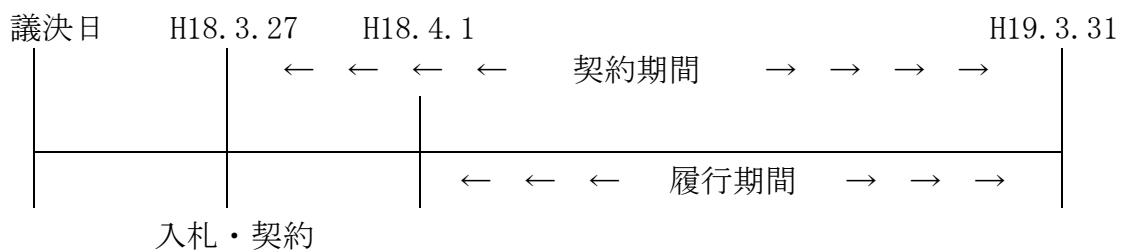
入札（見積り）通知時において、相手方に解除条項を記載する旨周知しておくこと。

（注）リース契約は、商慣習上中途解約は原則行わないものであり、解除条項の記載は長期継続契約の性格によることを留意すること。

- (4) 年度開始前に契約準備行為のみを行う単年度の契約については、「徳島県長期継続契約に関する条例」の施行について（通知）（平成17年3月31日付け管第882号）中【契約書の作成に係る注意事項】(2)経費削減効果の検証については不要とする。

（年度開始前に契約を行う場合の例）

契約締結日は履行期間前でも差し支えないが、3月31日以前に契約締結する場合は、0円（手書き）の支出負担行為決議書を作成し、履行開始日に当該年度の支出負担行為決議書を作成すること。



※「2 契約書作成関係(4)」について、現在の運用通知（平成28年11月14日付け管第860号管財課長通知）においては、「5 契約書の作成に係る注意事項(2)」である。

また、平成28年の改正条例の施行に当たって、次のとおり管財課長から通知が発出されている。（なお、平成17年3月31日付け管財課長通知『「徳島県長期継続契約に関する条例」の施行について』は、平成28年11月14日をもって廃止されている。）

○「徳島県長期継続契約に関する条例」の一部改正について

（平成28年11月14日付け管第860号管財課長通知）抜粋

3 対象業務について

- (1) 庁舎管理の業務とは、県の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設、設備、工作物、立木等及びこれらの敷地で県の管理に属するもの（以下「庁舎等」という）を管理する業務をいう。具体的には、庁舎等の清掃、警備、駐車場管理、廃棄物処理、不可燃物収集の業務等をいう。
- (2) 機器又は設備の保守、運用又は管理とは、電気・通信設備、空調設備、自家用電気工作物、浄化槽、消防用設備等の保守点検の業務をいう。
- (3) 受付案内の業務とは、庁舎等の受付窓口、電話応対（取り次ぎ）等における利用者等への案内及びそれに付随する業務をいう。

- (4) 給食の業務とは、年間を通じて行われる庁舎等の利用者及び職員等を対象とした給食を供給する業務をいう。

4 契約期間について

(1) 契約期間

対象となる契約	期 間
条例第1号、2号関係	原則5年間を限度とし、耐用年数等を考慮し、合理的な期間とする。
条例第3号、4号関係	原則5年間を限度とし、保守、運用又は管理の対象となる機器等の耐用年数等を考慮し、合理的な期間とする。
条例第5号から第13号関係	原則3年間を限度とする。

(2) 契約期間に関する例外

条例第5号から第13号における委託契約において、委託業務に機器又は設備の初期投資が必要であり、契約期間の延長により契約金額の大幅な削減が見込まれる場合には、契約期間は原則5年間を限度とし、機器等の耐用年数等を考慮し、合理的な期間とする。

なお、当例外規定の適用には、管財課との事前協議を要する。

5 契約書の作成に係る注意事項

- (1) 契約中に、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条件を必ず附すること。
- (2) 契約をすることによって、経費削減効果が見込まれるかどうかの検証を行い、その効果の見込まれる場合のみ長期継続契約によるものとする。

6 契約方法等について

契約の相手方の決定にあたっては、原則競争入札によるものとし、やむを得ず随意契約による場合は、対象となる物件等の必要性、その事由及び相手方の選定の理由等を明確に整理し特に入念な検討を行うこと。

7 管財課との協議について

対象となる契約のうち、一部改正により設けられた項目については、適用にあたり事前に管財課との協議を要する。

8 長期継続契約の運用にあたっての留意事項

長期継続契約の締結にあたっては、契約期間が長期間になるため、業務が効率的に行われているか、受託者にマンネリ化は生じていないかなどの課題については、常に留意すること。

(3) 長期継続契約の現状と課題

ア 予備調査の結果

予備調査の結果、長期対象契約は、195機関において2,606件締結されていることを確認した。

このうち長期継続契約を適用していない契約について、その理由を「長期継続契約の対象となることを認識していなかった。」との回答が7機関25件あった。

イ 監査対象機関の契約

監査対象機関において締結した長期対象契約は641件あり、このうち金額や契約内容を基に抽出した298件を監査対象とした（以下「監査対象契約」という。）。

監査対象契約のうち、契約期間が複数年の長期継続契約（以下「長期複数年契約」という。）は32.2パーセントの96件、契約期間が1年以内の長期継続契約（以下「長期1年契約」という。）は44.6パーセントの133件、長期継続契約を適用していない契約は23.2パーセントの69件であった。

また、平成28年の条例改正により新たに対象として加わった契約（第2号及び第8号から第13号）は、監査対象契約のうち7.7パーセントの23件であった。

監査対象契約を種類別に分類すると表2のとおりである。

表2 監査対象契約の内容

(単位：件，(％))

契約の種類	長期継続契約を適用		③長期継続契約を適用していない (③/④)	④計	
	①長期複数年契約 (①/④)	②長期1年契約 (②/④)			
契約の内容					
電気，ガス及び水の供給，電気通信役務の提供，不動産の借入	7 (24.1)	19 (65.5)	3 (10.4)	29 (100.0)	
小計	7 (24.1)	19 (65.5)	3 (10.4)	29 (100.0)	
条 例 の 対 象 契 約	第1号 機器の借入れの契約	45 (73.8)	6 (9.8)	10 (16.4)	61 (100.0)
	第2号 医療の提供に必要な物品の借入れの契約	1 (33.3)	2 (66.7)		3 (100.0)
	第3号 ソフトウェアの保守，運用又は管理の業務の委託契約	3 (23.1)	4 (30.8)	6 (46.1)	13 (100.0)
	第4号 機器又は設備の保守，運用又は管理の業務の委託契約	23 (22.3)	44 (42.7)	36 (35.0)	103 (100.0)
	第5号 庁舎管理の業務の委託契約	6 (15.8)	22 (57.9)	10 (26.3)	38 (100.0)
	第6号 清掃の業務の委託契約	1 (6.2)	13 (81.3)	2 (12.5)	16 (100.0)
	第7号 警備の業務の委託契約	7 (46.7)	6 (40.0)	2 (13.3)	15 (100.0)
	第8号 受付案内の業務の委託契約	1 (20.0)	4 (80.0)		5 (100.0)
	第9号 給食の業務の委託契約	1 (20.0)	4 (80.0)		5 (100.0)
	第10号 医療事務，院内保育所の運営又は医療の提供に必要な業務の委託契約	1 (20.0)	4 (80.0)		5 (100.0)
	第11号 放置車両の確認及び標章の取付けの業務の委託契約		1 (100.0)		1 (100.0)
	第12号 運転免許証更新時講習又は違反者講習に関する業務の委託契約		2 (100.0)		2 (100.0)
	第13号 自動車保管場所の現地調査の業務の委託契約		2 (100.0)		2 (100.0)
小計	89 (33.1)	114 (42.4)	66 (24.5)	269 (100.0)	
合計	96 (32.2)	133 (44.6)	69 (23.2)	298 (100.0)	

ウ 契約事務手続について

長期複数年契約の場合は，運用通知において契約中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について，減額又は削除があった場合は，当該契約は

解除する」旨の条項（以下「解除条項」という。）を設けることとされているが、この解除条項が記載できていない契約が、機器の借入れ及び庁舎管理業務において4件あった。

エ 経費削減効果について

平成28年11月14日付け運用通知においては、「契約をすることによって、経費削減効果が見込まれるかどうかの検証を行い、その効果の見込まれる場合のみ長期継続契約によるものとする。」とされ、経費削減効果を長期継続契約の条件としている。一方、平成18年3月8日付け運用通知においては、「年度開始前に契約準備行為のみを行う単年度の契約については、（中略）経費削減効果の検証については不要とする。」とされており、単年度契約の場合に限っては、その例外として経費削減効果を考慮しなくてもよい取扱いとしている。

こうした運用通知を受け、監査対象機関においては、経費削減効果が見込めないとの理由から、表2のとおり、①長期複数年契約に比べ、経費削減効果を検証しなくてもよい②長期1年契約が多く採用されている状況にある。

次に、長期複数年契約のうち条例の対象である89件について、複数年契約とする前と後の契約金額を比較した結果は、表3のとおりである。

契約金額が増額となった契約を締結した機関においては、人件費を切り離して検証し、単年度契約の場合と比較することで経費削減効果を見込むなど、検証方法を工夫することで複数年契約としていた。

契約金額が同額となった契約は、経費削減効果が見込まれたことから複数年契約することとし、競争入札を行ったが、落札額は変わらなかったものである。

なお、比較が困難なものは、機器の借入れ契約をする以前は機器を購入していたものや文書の保存期限により前契約の関係書類が確認できなかったものなどである。

表3 契約金額の比較

(単位：件)

増額	減額	同額	比較が困難なもの	計
4	30	1	54	89

契約金額が減額となった30件の削減率は、表4のとおりである。

削減率が50パーセントを超えた契約は、機器の借入れが4件、庁舎管理業務が1件、警備業務が2件であった。

表4 契約金額の削減率

(単位：件)

5%未満	5～10%未満	10～50%	50%超	計
11	6	6	7	30

オ 長期継続契約のメリット

長期継続契約のメリットは、17の監査対象機関が契約事務手続の軽減をあげているほか、3月中に次年度の契約手続ができることにより、委託契約の受託者間の引継ぎがスムーズになったとする意見もあった。

特に複数年契約のメリットとしては、経費の削減以外にも、機器の借入れ契約の場合に、機器の購入と比べ契約期間中の経費を平準化できることや、委託契約の場合に、受託者の業務が熟練したこと、経験豊富な受託者により安定した業務運営が可能となることをあげる機関があった。さらに、単年度契約ではできなかった年度始めからのイベントが実施できるようになり県民サービスの向上につながった事例もあった。

また、長期1年契約のうち、電気の供給契約は、管財課が1年ごとに一括入札を行うこととしているが、全庁舎を幾つかのグループに分け入札時期をずらすことで、年度替わりに事務処理が集中しないよう工夫していた。

一方、平成18年3月8日付け運用通知の2(4)にある、前年度中に契約準備行為のみを行う場合も条例の対象となることを認識していなかったことから、制度の活用ができていない機関もあった。

カ 品質確保に関する工夫

長期複数年契約は、デメリットとしてマンネリ化による県民サービスの質の低下が懸念されるが、監査対象機関においては、品質確保のため次のとおり工夫していることを確認した。

- ・受託者と県担当者が意思疎通するため、定例会議を開催
- ・業務内容を常に把握するため、受託者から県への毎日の業務報告
- ・複数職員による業務チェックのため、検査担当者のほかに監督員を設置 等

キ 長期継続契約の対象業務

長期継続契約の対象としたい業務の有無について調査した結果、監査対象機関からは、「債権回収業務」、「クリーニング業務」及び「スクールバス運行・管理業務」の3業務について要望があった。

(ア) 債権回収業務

債権回収業務は、現行では4月にプロポーザル方式により契約相手を選定しているため、年度当初に契約できない期間が発生し、債権回収業務が滞ることが課題となっていた。また、年度ごとに受託業者が変更となった場合には債務者の個人情報等のやりとりに時間を要することから、業務が滞る期間が更に長くなる可能性を危惧するとともに、債務者との信頼関係の構築に時間を要するなどのデメリットがあることから、長期に同じ業者が取り扱うことで安定した債権回収が図られるものと考えていた。

なお、債権回収業務については、監査対象機関が実施した全国調査の結果より、債権回収業務を委託している33団体のうち、16団体で長期継続契約を締結していることを確認していた。

(イ) クリーニング業務

クリーニング業務は、前年度中に入札ができないため、4月のみ随意契約とし、その間に5月から翌年3月までの業務を対象に競争入札を実施しており、効率的な事務の執行ができていなかった。

(ウ) スクールバス運行・管理業務

スクールバス運行・管理業務は、児童及び生徒を安全に通学させることが重要であることから、複数年契約することで安定した業務の提供が受けられることを想定していたが、一部検討事項も見受けられた。

ク 制度所管課に対する監査

長期継続契約の制度所管課である管財課を対象に監査を実施し、次の内容を確認した。

(ア) 制度の周知

条例に係る運用通知を、職員が自由に閲覧できる全庁LANに掲示し、各機関に運用方法を周知しており、条例制定から10年以上が経過していることから、長期継続契約は、職員間に浸透しているものと考えていた。

(イ) 条例の改正

平成28年度の条例改正では、全庁的に対象業務の調査を行った上で対象範囲の拡大を行っている。前回の調査から3年が経過していることから、改めて対象業務についての要望調査を行う意向であることを確認した。

(ウ) 経費削減効果

総務省通知において、「更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものであること。」とされていることから、運用通知に経費削減効果を複数年契約の条件として記載しているとのことであった。

(4) 全国調査の結果

ア 条例等の状況

長期継続契約に関する条例は、45団体（本県を含む。）で制定されている。

本県と同様に条例で対象となる契約を具体的に定めている団体が7団体ある一方、条例では包括的に定め、規則等で具体的に定めている団体もあった。

また、5団体が、条例、規則及び運用通知の他に取扱いの具体例などを掲載した「Q&A」を作成していた。その他、長期継続契約の事務処理におけるチェックリストを作成している団体もあった。

イ 経費削減効果について

本県と同様に、経費削減効果等を複数年契約の条件としている団体は、5団体であった。

ウ 対象業務について

今回の監査で確認した監査対象機関において長期継続契約の対象としたい3業務については、いずれも複数の団体で条例の対象とされていた。

また、本県では対象としていないが、他団体で対象としている業務には、「給与に関する業務」、「旅券に関する業務」などがあった。

2 意見

長期継続契約は、平成17年に条例が制定されてから10年以上が経過しており、本県の契約方法の一つとして活用されていることを確認した。

契約内容や制度の運用状況などについて監査した結果、おおむね適正と認められたところであるが、監査委員としての意見については、次のとおりである。

(1) 制度の活用について

多くの機関では、長期継続契約を効果的に運用しており、制度として定着して

いることが確認できた。しかし、一部の機関においては、長期継続契約を適用していない契約について、その対象となることを認識しておらず、効果的な運用ができていなかった。

長期継続契約は、事務の効率化や経費の削減などに効果が期待できる有効な手段であり、また、事務処理が集中する年度替わりを避けた時期の契約とすることで、ミスの防止、負担の軽減が期待できることから、更なる制度の活用を検討いただきたい。

(2) 事務手続について

長期複数年契約の契約書に解除条項を記載できていないものがあつた。長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例であることから、解除条項の重要性を十分理解し、今後の事務手続において留意していただきたい。

(3) 対象業務について

今回の監査では、監査対象機関において長期継続契約の対象としたい業務があることを確認した。制度所管課は、安定的な県民サービスの提供や、業務の効率化を図る観点から、要望調査を実施し、対象業務の拡大に向けて取り組んでいただきたい。

(4) 運用について

長期継続契約は、継続的に行われる業務について、毎年契約手続をすることなく、円滑な事務の執行を図るために設けられた制度であるが、本県では、運用通知により経費削減効果を複数年契約の絶対条件としている。

今回の監査では、複数年契約した業務において、経費の削減以外に、受託者の業務の熟練や、経験豊富な受託者により安定した業務運営がなされたなどのメリットを確認した。

また、全国調査の結果では、経費削減効果を複数年契約の条件にしている団体は少数であることから、制度所管課においては、事務の効率化や県民サービスの向上などの観点を踏まえ運用の見直しを検討いただきたい。

(5) 制度の周知について

一部の機関においては、前年度中に契約準備行為のみを行う場合も条例の対象であることを認識していないことなどから、制度の活用ができていなかったり、解除条項の記載がないなどの事務手続に不備がある状況も見受けられた。

こうしたことから、制度所管課においては、詳細な取扱いの具体例を示した他

団体の「Q&A」を参考にするなど、制度とその運用について更なる周知を図っていただきたい。

あわせて、優良な取組事例の紹介などにより、業務の品質確保を図り、県民サービスの向上につながるよう努められたい。

3 まとめ

長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例であり、その運用については厳格に行われるべきであるが、一方、経費の削減や事務の効率化、県民サービスの向上などが期待できることから、積極的な活用が求められている。

各機関においては、今回の監査の結果及び意見を参考に、長期継続契約の適正な運用や更なる活用に努めていただきたい。

また、制度所管課においては、制度の周知、情報の共有、更には対象業務の拡大など一層の取組を望むものである。

【資料 全国調査の結果】

都道府県名	条例		規則		運用通知等		条例の名称
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
北海道	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
青森県	○			○	○		青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
岩手県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
宮城県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
秋田県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
山形県	○		○		○		山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
福島県	○			○		○	福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
茨城県	○			○	○		地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
栃木県	○		○		○		栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
群馬県	○		○		○		群馬県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
埼玉県	○			○	○		埼玉県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
千葉県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
東京都	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
神奈川県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
新潟県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
富山県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
石川県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
福井県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
山梨県	○			○	○		山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
長野県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

都道府県名	条例		規則		運用通知等		条例の名称
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
岐阜県	○			○	○		岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
静岡県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
愛知県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
三重県		○					
滋賀県	○		○		○		滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
京都府	○		○		○		長期継続契約の対象を定める条例
大阪府	○			○	○		大阪府長期継続契約に関する条例
兵庫県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
奈良県	○		○		○		奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
和歌山県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
鳥取県	○			○	○		鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
島根県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約に関する条例
岡山県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
広島県	○			○	○		広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
山口県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
徳島県	○			○	○		徳島県長期継続契約に関する条例
香川県	○			○	○		香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
愛媛県	○			○	○		愛媛県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
高知県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約に関する条例
福岡県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
佐賀県	○			○	○		佐賀県長期継続契約に関する条例
長崎県	○		○		○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
熊本県		○					

都道府県名	条例		規則		運用通知等		条例の名称
	あり	なし	あり	なし	あり	なし	
大分県	○		○		○		大分県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
宮崎県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
鹿児島県	○			○	○		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
沖縄県	○			○	○		沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例